休日休刊



東京都 する。

発 行

目

次

告

○特定計量器定期検査の実施(六件)…………… ………………(生活文化局計量検定所検査課

○公共測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課 ○街並み景観ガイドラインの変更……………… ------(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)… ㅁ디

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課 ヷ

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新…… …………(生活文化局都民生活部管理法人課

………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課

 $\stackrel{\smile}{:}$

六

●東京都告示第百八十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

告 示

●東京都告示第百八十一号

特定計量器 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 計量法 (平成四年法律第五十一号) (皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとお 第十九条第一項及び (平成五年 次のとおり指定定期検査機関が実施するので、 特定計量器 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則

1

条第二項の規定により告示する

(皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を

同法第二十

検査対象 検査地域

検査期日 京都条例第十号)に定める休日を除く。 (東京都の休日に関する条例(平成元年東

匹

 \equiv

四

検査場所

所及び指定定期検査機関が検査を実施所在の場所において、東京都計量検定特定計量器(皮革面積計を除く。)の

午前九時から午後四時三十分まで検査 を実施する。

の名称 検査機関 般社団法人東京都計量協会

Ŧī.

五.

り実施するので、 同法第二十一条第一 二項の規定により告示

令和四年二月二十 東京都計量検定所長 一日

戸

澤

互

新宿区 非自動はかりであって、ひょう量が二百五

令和四年四月五日から同年六月八日まで 超える非自動はかりを併せて使用する事業ただし、ひょう量が二百五十キログラムを を含む。以下「検査対象物」という。)。 十キログラム以下のもの(分銅及びおもり 所の検査対象物を除く。

 \equiv

新砂三丁目三番四十一号)において、〇のほか、東京都計量検定所(江東区

 (\Box)

●東京都告示第百八十三号

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、 特定計量器 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 条第二項の規定により告示する。 計量法 (平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を 同法第二十 (平成五年

令和四年二月二十一日

東京都計量検定所長 戸 澤

互.

検査地域 目黒区

(平成五年

= 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百 を含む。以下「検査対象物」という。 十キログラム以下のもの(分銅及びおもり ひょう量が二百五十キログラムを

令和四年二月二十一 H

東京都計量検定所長 戸

澤

互

検査地域 文京区

検査対象 超える非自動はかりを併せて使用する事業ただし、ひょう量が二百五十キログラムを を含む。以下「検査対象物」という。)。 非自動はかりであって、 所の検査対象物を除く。 十キログラム以下のもの(分銅及びおもり ひょう量が二百

検査期日 令和四年四月一日から同年五月六日まで 京都条例第十号)に定める休日を除く。 (東京都の休日に関する条例(平成元年東

検査場所 特定計量器 般社団法人東京都計量協会 (皮革面積計を除く。 の所在

検査機関

の名称

Ŧī.

 \triangleright

検査場所

特定計量器

(皮革面積計を除く。

0)

所在

の名称 関

三

所の検査対象物を除く。超える非自動はかりを併せて使用する事業

検査場所 検査期日 の場所 令和四年四月一日から同年五月十一日まで 京都条例第十号)に定める休日を除く。 (東京都の休日に関する条例(平成元年東 (皮革面積計を除く。 の 所在

Ŧi. の名称 検査機関 般社 .団法人東京都計量協会

●東京都告示第百八十四号

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、 特定計量器 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 条第二項の規定により告示する (皮革面積計を除く。 の所在場所定期検査を 同法第二十 (平成五年

令和四年二月二十一日

東

京

都

公

報

計量法

(平成四年法律第五十一号)

第十九条第一項及び

京都計量検定所長 戸 澤

互

検査地域 渋谷区、 中野区及び荒川区

検査対象 う。)。ただし、ひょう量が二トンを超え おもりを含む。以下「検査対象物」とい二百五十キログラム以下のもの(分銅及び 同一の事業所で併せて使用するひょう量が十キログラムを超え二トン以下のもの及び 非自動はかりであって、ひょう量が二百 検査対象物を除く。 る非自動はかりを併せて使用する事業所の 兀

検査期日 令和四年四月一日から同年五月十七日まで 京都条例第十号)に定める休日を除く。 (東京都の休日に関する条例(平成元年東 Ŧi.

の場所

五. の名称 検査機関 般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第百八十五号

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、 特定計量器 通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 条第二項の規定により告示する。 計量法 (平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び (皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を 同法第二十 (平成五年

令和四年二月二十一日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

 \equiv

検査地域 青梅市、 瑞穂町及び奥多摩町

検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五 う。)。ただし、ひょう量が二トンを超え 二百五十キログラム以下のもの(分銅及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が 検査対象物を除く。 る非自動はかりを併せて使用する事業所の おもりを含む。以下「検査対象物」とい 十キログラムを超え二トン以下のもの及び Ŧi. 四

検

検査期日 東京都条例第十号)に定める休日を除で(東京都の休日に関する条例(平成元年 令和四年四月二十七日から同年六月十日ま

指定定期 検査場所 の場所 特定計量器 般社団法人東京都計量協会 (皮革面積計を除く。 の所在

●東京都告示第百八十六号

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、 特定計量器 第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 条第二項の規定により告示する。 一商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、 計量法 (平成四年法律第五十一号) (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を 第十九条第 同法第二十 (平成五年 一項及び

令和四年二月二十一日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

検査地域 府中市及び昭島市

検査期 検査対象 日 用するひょう量が二トン以下のもの(分銅を超えるもの及び同一の事業所で併せて使非自動はかりであって、ひょう量が二トン 及びおもりを含む。)

查場 所 年東京都条例第十号)に定める休日を除まで(東京都の休日に関する条例(平成元令和四年四月二十日から同年五月三十一日 の場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。 0) が所在

の名称 検査機関 般社団法人東京都計量協会

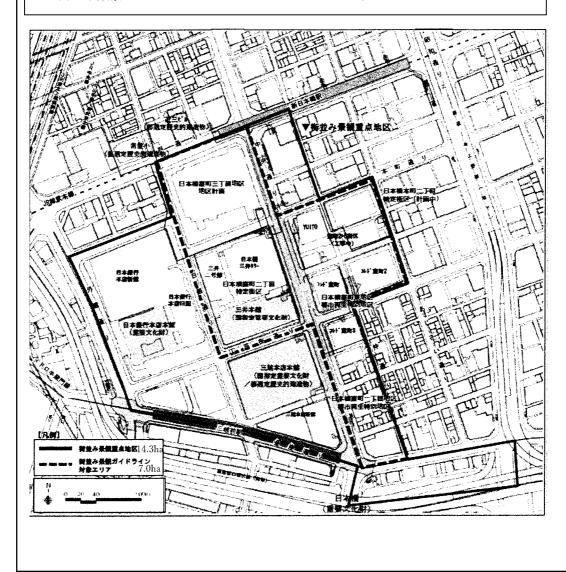
●東京都告示第百八十七号

都条例第三十号) る 同条例第二十七条第四項の規定により、 変更を承認したので、 十七条第二項の規定に基づき、 東京のしゃれた街並みづくり推進条例 第二十八条において準用する同条例第二 同条例第二十八条において準用する 街並み景観ガイドラインの 次のとおり告示す (平成十五年東京

3		令	和4	1年2	2月2	21	日	(月日	雇日)				東	Į_	京	都	:	公	幸	ž										(第	§17	521	号)
	ぎわい表出等	川のある車糸开房・遅糸白ない	つうら千泉彡炙、	連続的かつヒューマンスケー	いのある街並みの形成」			三 仲通り	みの形成等	歴史的建造物を生かした街並	並み・歩行者空間の形成」		「潤いと歴史性の感じられる街	二 日銀通り	ク等	部の連続、高層部のセットバッ	歴史的建造物と調和した基壇		各ある封並みの形式	概要 「歴史とにぎわいの連続した風	に関する基準の ()中央通り	形態及が小規算	記置、 通りごより寺生こ	約七・〇ヘクタール		5面漬 本喬本町二	の名称、立置、「町二丁目、日本喬室町三丁目及び日」となる重点地区「中央区日本橋室町一丁目、日本橋室」	本町周辺地区	一 街並み景観ガイ 日本橋室町・日本橋本石町・日本橋	ン	街並み景観ガイ	一 街並み景観ガイ 日本橋室町・日本橋本石町・日本橋	東京都知事 小 池 百合子	令和四年二月二十一日
間の形成」	グル西原したにきれいある。由一名)	「地上地下の歩行者ネットワー	(八) 中央通り下地下歩道	1 月 3 月 3 月 3 月 3 月 3 月 3 日 3 日 3 日 3 日 3	間の形成	した安全でゆとりある歩行者空	道路と民有地内の空間を生か	空間の形成」	<i>V</i>	ケこ記載したゆいのある長事共享	「安全で円滑な回遊ネットワー	出 按針通り		で正言し	たこぎりひと		わしいしつらえの空間の整備及	にぎわいのゲート空間にふさ	3	可変を起わず、と見り多なし	「にぎわいを引き込み歩行者の	穴 むろまち小路	連続、たまり空間の創出等		中央通りと調和した基壇部の	の形成」	「風格と憩いの共存する街並み	田 大伝馬本町通り	格立フの整句	桜 佐木 り 整備・ 正 申	の形成」	「桜並木による魅力ある街並み	四 江戸桜通り
														均.	また トラインの関係 シフントア		氏名又は名称	みデザイナーの	を作成した街並	観ガイドライン	同して街並み景	五 隼龍劦議会とは、朱式会牡日本设計	の所在地中央区日本橋室町三丁目二番一号	び主たる事務所 代表理事 七尾 克久	代表者の氏名及	四 協議会の名称、 一般社団法人日本橋室町エリアマネ	ンにより街の一体性を強調等	誰にでも分かりやすいデザイ	画の形成」	一糸一つなオプラサンこサンこ言	「売一×れこデザインナイン汁	(九) サイン計画	採用等	日本橋らしい色彩、素材等の

別図

日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区街並み景観ガイドライン 街並み景観重点地区および活動対象地域(街並み景観ガイドライン指定区域)



●東京都告示第百八十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 項の規定により、 特定有害物質によって汚染されてお 第十一

令和四年二月二十一日

第六条第二項の規定により、

次のとおり告示する。

)を指定するので、同条第三項において準用する同法

(以下「形質変更時要届出区域」

とい

ればならない区域

東京都知事 小 池 百 合 子

目地内) 形質変更時要届出区域 別図のとおり (北区浮間三丁

害物質の種類 九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 土壤汚染対策法施行規則 鉛及びその化合物 (平成十四年環境省令第1

●東京都告示第百八十八

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、 測量法 いて準用する同法第十四条第一項の規定により、 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

令和四年二月二十一日

一項の規定により告示する。

渋谷区

東京都知事

小

池

百

合

子

測量施行者

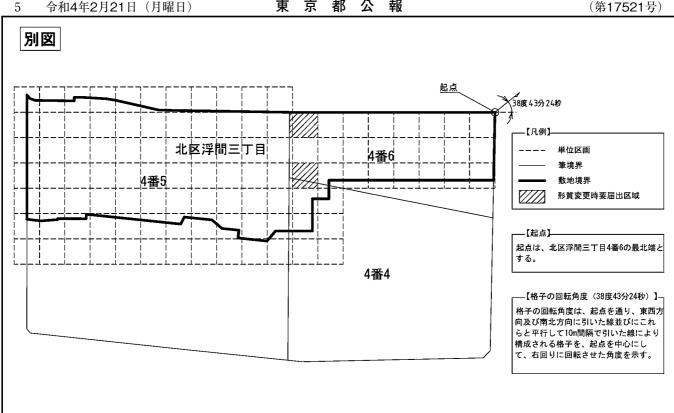
測量の種類 公共測量 (地籍調査

三 測量の区域 渋谷区宇田川町地内

測量の期間 令和三年十月 一十八日まで 一十五日から令和四年二

月

四



公

告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新

条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、 特定非営利活動促進法 について (平成十年法律第七号) 第五十

同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特 年東京都規則第二百四十三号) 定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 次のとおり公告する。 第二十二条の三の規定によ (平成十

令和四年二月二十一 日

東京都知事 小

池

百 合

子

特定非営利活動法人エファジャパン

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

三

伊藤

道雄

代田区九段南三丁目二番 二号 九段宝生ビル三階

更新された認定の有効期間

兀

令和三年六月十四日から令和八年六月十三日まで

特定非営利活動法人市民シンクタンクひとまち社

代表者の氏名

 \equiv

主たる事務所の所在地

新宿区歌舞伎町二丁目十九番十三号 ASKビル

更新された認定の有効期間

几

(第17521号)

東京都知事

小

池

百 合 子

東 京 都 公 報 令和4年2月21日 (月曜日) 6 四 ったので、 の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があ 四 まで 都市計画法 F 北野 名称 更新された認定の有効期間 小安 名称 更新された認定の有効期間 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 特定非営利活動法人礎の石孤児院 令和三年十一月七日から令和八年十一月六日まで 千代田区神田和泉町一番地四の二 代表者の氏名 令和三年十月二十一日から令和八年十月二十日まで 令和四年二月¹ 令和三年十二月二十六日から令和八年十二月二十五日 特定非営利活動法人日本免疫学会 品川区西五反田一丁目十四番 都市計画の図書の縦覧について 直人 重夫 同条第二項の規定により縦覧に供する (昭和四十三年法律第百号) 十一日 号 KUMAKIビル 第二十条第一項 区計画
立川都市計画地 区計画 区計画 区計画 区計画 区計画 区計画 都市計画の種類 立川都市計画 東京都市計画地 東京都市計画地 東京都市計画地 東京都市計画地 東京都市計画地 区計画 道第二地区地 和 地区地区計画早宮二丁目南 目地区地区計新砂二・三丁 区地区計画 飯田橋駅前地 道第三地区地新青梅街道沿 目地区地区計 赤坂二·六丁 町地区地区計 号線大泉学園 補助二百三十 地 九号 令和四年一 二号 六号 五号 八号 令和三年十一月十五日港区告示第三百六 令和四年一 令和四年一 令和四年一 令和四年一月四日江東区告示第二号 令和四年一 都 市 月二十四日練馬区告示第三十 月二十五日武蔵村山市告示第 月二十五日武蔵村山市告示第 月二十四日練馬区告示第三十 月二十四日新宿区告示第五十 計 画 0) 決 定 0) 告 示 区計画 車場 縦覧場所 規定により縦覧に供する。 川駐車場第二十一号氷

区計画

多摩都市計画土 地区画整理事業 十一号 令和三年十二月十七日稲城市告示第百四

土地区画整理稲城南山東部

側) 調は、東京都庁第二本庁舎十二階は 東京都都市整備局都市づくり政策部都に 東京都都市を備局都市がより政策部都に 東京都都市を備局をできます。 (東京都庁第二本庁舎十二階北都市整備局都市づくり政策部都市

都市計画の図書の縦覧について

第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項 項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係 区市村から次の都市計画の図書の送付があったので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 同法

令和四年二月二十一日

東京都知事 小

池

百

合

子

東京都市計画地 都市計画の種類 令和三年十一月十五日港区告示第三百 都 市 計 画 0) 変 更 0) 告 示

地区地区計画浜松町駅西口

東京都市計画駐

令和三年十一月十五日港区告示第三百七

火地域及び準防 東京都市計画防

令和四年 月 一十四日新宿区告示第五

度地区 東京都市計画高 令和四年 一月二十四日新宿区告示第五十

7	7	令	和44	年2月		∃ (F]曜	日)				東	Ţ	京	都	公		報										第175	21	号)
	東京都市計画地	Ĩ	東京都市計画高	区地区計画 赤羽台周辺地		東京都市計画地	駅西口広場	第十二号大森	通広場	東京都市計画交	産緑地地区東京都市計画生	摩川親水緑地	第九十四号多	坩	東京都市計画緑	産緑地地区	東京都市計画生	計画	新砂地区地区		東京都市計画地	火地域	火地域及び準防	東京祁市十画方	専用地区	中高層階注丟	別用金也区東京都市計画特	特別工業地区	別用途地区	東京都市計画特
	令和三年十二月二十八日荒川区告示第四	- 3 - 1 2 2 1 1	令和四年一月二十四日東京都北区告示第一		匹十六号	 令和四年一月二十四日東京都北区告示第			五号	令和四年一月二十四日大田区告示第三十	十三号十三十日大田区告示第千三			5.	号 令和三年十一月十七日大田区告示第千五	十二号	令和三年十一月十日目黒区告示第六百二				令和四年一月四日江東区告示第三号	-	百二十四号			: ;	三号 一月二十四日新宿区告示第五十一		三号	令和四年一月二十四日新宿区告示第五十
	路見表了記し込	東京都市計画道	線量路第八号	鉄道新宿線付	高速跌道西武区画街路都市	路	東京都市計画道	線	属街路第七号	鉄道新宿線付	高速跌道西武区画街路都市	路方者市言画道	更可以	線」	属街路第六号	高速鉄道西武	区画街路都市	路	東京都市計画道	線和單分子	禹 崶烙第 石号 鉄道新 宿 絲付	高速鉄道西武	区画街路都市		東京都市計画道	産緑地地区	東京都市計画生	地区計画川一丁目地区	南千住一・荒	区計画
						百五十	令和三年十一月二十六日練馬区告示第五					百五十一号							令和三年十一月二十六日練馬区告示第五						令和三年十一月二十六日練馬区告示第五	第五百二十五号	令阳三年十二月十五日東京鄁版喬区告示			百二十九号
	東京都市計画生	火地域のでき	火也或及び隼坊東京都市計画防	度地区	東京都市計画高	産緑地地区	東京祁市十画上	施設士の任命	一団地の主宅		団地の注宅施設東京都市計画一	線月前第三号	享用道第三字	自云声长亍舍	于·长·汀文中表示	東京都市計画道	稍	専用道第二号	自転車歩行者	特殊街路練馬	路里看下言叫泣	東京都市計画道	号 線 	区画街路線馬		客 東京都市計画道	線	属街路第九号	長遠沂話泉計	区画街路都市
	令和三年十二月二十八日足立区告示第五		一号 一月二十四日練馬区告示第四十	号	令和四年一月二十四日練馬区告示第四十	十二号	611三手十二月九日東馬又三六淳丘百七一			- - - - - -	百五十四号令和三年十一月二十六日練馬区告示第五				下 <u>子</u> 二 克	百五十三子令和三年十一月二十六日練馬区告示第五					百五十三号	令羽三手十一月二十六日東馬玄吉示第五				百五十二号 令和三年十一月二十六日練馬区告示第五				

(第17521号)		東	京都	公 報		4年2月21日(
区 計画 取用 辺 ル で リ ト パ ト フ ル フ ト ク し ル し ク り し カ り し カ り り り り り り り り り り と り り と り と り と り	計 計 計 区 画 画 画 地 用 高	調布都市計画生産緑地地区	青海都市計画生産緑地地区	産緑地地区 立川都市計画生 地区地区計画	区計画 立川都市計画地 八王子都市計画	産緑地地区 東京都市計画生 喜田第一公園	選 東京都市計画公 東京都市計画公
十四号	令和三年十一月三十日町田市告示第三百 十二号 十二号 十二号 十二号 十二号 十二号 十二号 十二号 十二号 十二号	四年一月一日調布市告示第一四年一月一日昭島市告示第一	令和四年一月一日青海市告示第百九十号百十七号	号令和四年一月一日立川市告示第二百八十	六十六号 六十六号 六十六号 六十六号		九百七十四号令和三年十二月二十八日江戸川区告示第百七十三号
・四・十七 ・四・十七	水 地 市 地 市 地 市 区 十 区 計 区 計 三	調布都市計画生産緑地地区産緑地地区		区計画 写立都市計画地 第三·三·六	国立都市計画公 里立都市計画公	産緑地地区 産緑地地区 水平都市計画生	生産緑地地区小金井都市計画生町田都市計画生
	二月二十四日東大和市告示第二二月二十二日清瀬市告示第二	令和三年十二月二十四日狛江市告示第三百一号	日 日 日 日 日 百 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万	十八号令和三年十二月三日国立市告示第二百七	十七号令和三年十二月三日国立市告示第二百七令和三年十二月三日国立市告示第一号	四十二号 四十二号 四十二号	金井市告示第三百四十
線網路第二号	道路 西東京都市計画 海線 新道新宿線付	这画街路都市計画 一	大乡邓方十 <u>河</u> 生 産緑地地区 福生都市計画生	産緑地地区 多摩都市計画生 を摩都市計画生	火地域 火地域及び準防 変加都市計画防	立川都市計画高 並川都市計画用	村山工場跡地
	二百四号令和三年十一月二十六日西東京市告示第	二百四号二十六日西東京市告示第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	四年一月一日のきら予方告に第四年一月一日羽村市告示第一号	令和四年一月一日稲城市告示第一号十九号	九号 令和四年一月二十五日武蔵村山市告示第八号	令和四年一月二十五日武蔵村山市告示第七号	百三十二号令和三年十一月三十日武蔵村山市告示第

9	令和4年2月2		[曜日]	東	京	都	公								(第	1752	21号)
西東京都市計画	線 属街路第七号 医画街路都市	道路西東京都市計画	線 属街路第六号 高速鉄道西武 区画街路都市	道路西東京都市計画	線	鉄道新宿線付	区画街路都市	道路	西東京都市計画	鼠街路第四号	禁道新宿線付高速鉄道西武	区画街路都市	西東京都市計画	線	张道新宿線付 高速鉄道西武	区画街路都市	道路西東京都市計画
令和三年十		二百四号 十		二百四号 令和三年十				二百四号	令和三年十			_ 	令和三年十				二百四号 十
令和三年十一月二十六日西東京市告示第		一月二十六日西東京市告示第		一月二十六日西東京市告示第					令和三年十一月二十六日西東京市告示第				三百百子 令和三年十一月二十六日西東京市告示第				二百四号 令和三年十一月二十六日西東京市告示第
						縦覧場所	場	神津島村と畜	畜場者計言画と	申 图 7 十 面 2	生産緑地地区西東京都市計画	号東伏見線三・四・十七	道路,表面	西東京都市計画	展	高速鉄道西武	道路
					側)	計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北東京都都市整備局都市づくり政策部都市			令和四年一月.五日衲津·島村告示第五号	今日日三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	十号。 令和三年十二月六日西東京市告示第二百		二百五号	令和三年十一月二十六日西東京市寺示第			二百四号

_	(第17521号)	東	京	都	公	報	令和4年2月21日(月曜日)	10
発行								
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 郵(石三二十一)一一一一(代) 郵(居三一十一) 平京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番 号(1) 1 1 1 1 1 1								
計 京 都								
○ 新 〒 完								
告 西 新 _云								
二 着 星 📗								
三丁								
一 目 一 八								
一番								
一								
郵便番号								
定 価								
一 本 箇 号								
. 頁 *								
送六								
科 ̄ ┃ を 六 ┃								
含〇三								
3 円 円 円								
印刷所								
電 東 勝								
話								
文								
1(三)								
八 日 刷								
三一株								
五貞式								
J = _ [
(解送科を含む。)□「電話(○三(三八一二)五二○一(代))解113一一箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号10日 一								
号 社								
郵便番号 13-0001								
FSC ミックス 紙 FSC* C006270								
FSC								
FSC* C006270								